

岩手県警察と社団法人岩手県警備業協会との相互通報に関する協定及び細目
協定の運用について

平成 8 年 6 月 1 2 日
岩生安第 9 2 号
岩警務第 3 5 号
岩刑事第 5 4 号
岩交通第 6 6 号
岩警備第 7 1 号
警察本部長

(概要)

この協定は、重要又は緊急な事件の早期解決を図ることを目的として、これまで締結していた、岩手県警察と社団法人岩手県警備業協会との相互通報要領を見直し、「災害に関する情報等」を通報内容に加えるなど、新たな協定として締結したものである。